

改正案	現行
<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第十条の二 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 新株予約権付社債券</p> <p>二 法第二条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券</p> <p>三 令第三十三条の五第二号に規定する転換特定社債券</p> <p>四 令第一条の四第二号二に規定する新優先出資引受権付特定社債券</p> <p>五 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は前各号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>六 新投資口予約権証券（法第二条第一項第十一号に掲げる新投資口予約権証券をいう。以下この号において同じ。）又は外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>2 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 法第二条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権</p>	<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第十条の二 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 新株予約権付社債券</p> <p>二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの</p> <p>2 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。</p> <p>（新設）</p>

<p>二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資に転換することができる権利</p> <p>三 外国の者に対する権利で新株予約権又は前二号に掲げるものの性質を有するもの</p> <p>四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十七項に規定する新投資口予約権</p> <p>五 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	---